

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	内部統制報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の4第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成21年6月30日
<b>【会社名】</b>	オメガプロジェクト・ホールディングス株式会社
<b>【英訳名】</b>	Omega Project Holdings Co.,Ltd.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 近藤 宜彰
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	該当なし
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都品川区西五反田1-26-7
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社ジャスダック証券取引所  (東京都中央区日本橋茅場町1丁目5番地8号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長近藤宜彰は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社（以下、「当社グループ」とする）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成21年3月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社4社計5社を対象として行った全社的な内部統制の評価を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い会社から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している2事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく係る勘定科目として売上高、売掛金、売上原価に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

### 3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断した。したがって、当連結会計年度末日時点の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断した。

なお、下記の開示の誤り等は、連結財務諸表において適切に修正し反映した。

#### 記

##### 1. 財務諸表監査における会計監査人による弁護士確認状送付時における会社側の不備

会計監査人による弁護士確認状送付時に、顧問弁護士及び訴訟担当弁護士に会計監査人が弁護士確認状を送付しようとしたところ、会社会計責任者は顧問弁護士についての情報しか有しておらず、会計監査人に対し、訴訟担当弁護士についての情報提供を怠った。その後会計監査人が訴訟担当弁護士の存在を発見し、訴訟弁護士への確認状の送付を行い、有価証券報告書では正しく情報が開示されている。会社会計責任者と法務責任者との意思疎通が十分ではなく、会社会計責任者が、訴訟担当弁護士についての十分な情報を入手していないことを会計監査人に決算・財務報告プロセスにおける重要な欠陥として指摘された。

##### 2. 決算・財務報告プロセスに係る連結財務諸表作成におけるチェック体制や評価体制の不備

決算・財務報告プロセスに係る連結財務諸表作成においては、実質一人の担当者が作成に係っており、連結財務諸表作成に必要な能力を有しているのも同人に限られるため、連結財務諸表作成におけるチェック体制や評価体制の不備が見られる。このため、適切な開示に必要な会計処理や網羅性の検討が不十分であったため、連結財務諸表の注記の内容等について重要な修正を監査法人に指摘された。

この理由は、決算・財務報告プロセスにおいてチェック体制や決算手続に係るマニュアルの一部、担当職員に対する連結財務諸表作成等に関する研修が不十分であったためである。当該誤りは期末決算プロセスの過程で発見されたため、当連結会計年度末日時点では是正することが間に合わなかった。

### 4 【付記事項】

該当事項なし

### 5 【特記事項】

該当事項なし